

平成18年第1回竜王町議会定例会（第5号）

平成18年3月24日

午後1時30分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第5日目）

- 日程第 1 議第46号 竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命について
- 日程第 2 議第47号 竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命について
- 日程第 3 議第48号 竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命について
- 日程第 4 議第 2号 竜王町国民保護協議会条例
(産業建設環境常任委員長報告)
- 日程第 5 議第 3号 竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例
(産業建設環境常任委員長報告)
- 日程第 6 議第 4号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第 7 議第 5号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第 8 議第 6号 竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第 9 議第 8号 竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第10 議第10号 竜王町敬老祝金条例
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第11 議第11号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第12 議第12号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第13 議第13号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例

- (総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第 1 4 議第 1 6 号 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第 1 5 議第 2 3 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
(産業建設環境常任委員長報告)
- 日程第 1 6 議第 2 4 号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
(産業建設環境常任委員長報告)
- 日程第 1 7 議第 3 1 号 平成 1 8 年度竜王町一般会計予算
(予算第 1 特別委員長報告)
- 日程第 1 8 議第 3 2 号 平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 1 9 議第 3 3 号 平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 2 0 議第 3 4 号 平成 1 8 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 2 1 議第 3 5 号 平成 1 8 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 2 2 議第 3 6 号 平成 1 8 年度竜王町下水道事業特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 2 3 議第 3 7 号 平成 1 8 年度竜王町介護保険特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 2 4 議第 3 8 号 平成 1 8 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 2 5 議第 3 9 号 平成 1 8 年度竜王町水道事業会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 2 6 議第 4 3 号 町道路線の認定について
(産業建設環境常任委員長報告)
- 日程第 2 7 議第 4 4 号 町道路線の認定について

(産業建設環境常任委員長報告)

日程第 2 8 議第 4 5 号 町道路線の認定について

(産業建設環境常任委員長報告)

日程第 2 9 議会広報特別委員長報告

日程第 3 0 合併調査特別委員長報告

日程第 3 1 地域創生まちづくり特別委員長報告

日程第 3 2 所管事務調査報告

(議会運営委員長報告)

(総務教育民生常任委員長報告)

(産業建設環境常任委員長報告)

日程第 3 3 議員派遣について

2 会議に出席した議員（11名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	5番	近藤重男
6番	圖司重夫	7番	若井敏子
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員（1名）

4番	村井幸夫	8番	竹山兵司
----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
助役	勝見久男	教育長	岩井實成
総務政策主監	佐橋武司	住民福祉主監	池田純一
産業建設主監	三崎和男	政策推進課長兼企業誘致推進室長	小西久次
総務課長	北川治郎	生活安全課長	青木進
住民税務課長	杼木博子	福祉課長	久野まさ枝
健康推進課長	布施九蔵	産業振興課長兼農業委員会事務局長	三井せつ子
建設水道課長	松村佐吉	出納室長	竹山喜美枝
教育次長	村地半治郎	教育課長	松浦つや子

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	川部治夫	書記	古株治美
--------	------	----	------

開議 午後1時30分

○議長（中島正己） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員数は11人です。よって、定足数に達していますので、これより平成18年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議第46号 竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命について**

○議長（中島正己） 日程第1 議第46号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第46号、竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

町吏員の中から任命いたしております佐橋武司氏は、平成18年4月30日に任期が満了いたしますが、引き続き任命いたしたく、地方自治法施行規程第40条第5項の規定によりまして、議会の同意を求めるところでございます。

（個人情報保護の為、一部秘匿）ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。

日程第1 議第46号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第1 議第46号を原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第47号 竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命について

○議長（中島正己） 日程第2 議第47号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第47号、竜王町吏員懲戒審

査委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

竜王町吏員懲戒審査委員会委員としてご尽力をいただいております山添康彦氏は、平成18年4月30日に任期が満了いたしますが、引き続き任命いたしたく、地方自治法施行規程第40条第5項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

(個人情報保護の為、一部秘匿) ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中島正己) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。

日程第2 議第47号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第2 議第47号を原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 3 議第48号 竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命について

○議長(中島正己) 日程第3 議第48号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長(山口喜代治) ただいま上程いただきました議第48号、竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

竜王町吏員懲戒審査委員会委員としてご尽力をいただいております中松徹氏は、平成18年4月30日に任期が満了いたしますが、引き続き任命いたしたく、地方自治法施行規程第40条第5項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

(個人情報保護の為、一部秘匿) ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中島正己) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。

日程第3 議第48号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第3 議第48号を原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 4 議第 2号 竜王町国民保護協議会条例

（産業建設環境常任委員長報告）

日程第 5 議第 3号 竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例

（産業建設環境常任委員長報告）

○議長（中島正己） 日程第4 議第2号および日程第5 議第3号の2議案一括議題といたします。

本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。産業建設環境常任委員長、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員長（川嶋哲也） 産業建設環境常任委員会報告。

平成18年3月24日

委員長 川嶋哲也

去る3月9日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第2号、竜王町国民保護協議会条例および議第3号、竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例について、審査の経過と結果について報告します。

3月10日午前9時より、第1委員会室において委員全員出席、山口町長のあいさつを受けた後、佐橋主監、青木課長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第2号、竜王町国民保護協議会条例は、世界各地で発生する不審船の出没、多発テロをはじめ大規模テロ等により、国家の緊急事態に対処するため、国では平成15年「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国および国民の安全の確保に関する法律」が、平成16年「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が成立しました。

この「国民保護法」では、市町村長は、武力攻撃事態等において市町村民の生命、身体および財産を守るため、警報の伝達や避難指示の伝達、避難住民の誘導

と避難実施要領の策定、避難住民等の救援協力、安否・被災情報の収集および提供等の国民の保護のための措置を実施する等重要な役割を担うこととなります。また、万が一の事態に備え、関係機関が連携して、国民の保護のための体制を整備していかななくてはならないことから、各市町村では平成18年度を目途に「市町村国民保護計画」を作成することとされております。竜王町区域に係る国民の保護のための措置に関する施策の総合的な推進と「竜王町国民保護計画」等、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議いただくため、国民保護法第39条の規定に基づき「竜王町国民保護協議会」を設置しようとするため条例を定めるものです。

議第3号、竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例については、先の議第2号と同様に国民保護法の規定に基づき、両対策本部の条例の制定を行うもので、国民保護法第25条及び第27条の規定では、内閣総理大臣より国民保護対策本部の設置について指定を受けた市町村は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないとされております。対策本部は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

また、対策本部に関し必要な事項は条例で定めることとなっており、対策本部の組織運営に関し必要な事項を定めるものです。

なお、武力攻撃事態等以外の大規模テロ時に設置する、竜王町緊急対処事態対策本部の組織及び運営については、国民保護法において国民保護対策本部に係る規定を緊急対処事態対策本部に準用されることから、併せて制定されるものです。

委員会で出された主な質問。問 協議会の委員の任期は、また、住民代表は何人くらいですか。答 委員の任期は2年、住民代表は2人か3人と考えています。

問 会議は何回予定されていますか。答 平成18年度は3回ぐらいを予定しております。

問 対策本部のメンバーは。答 本部長は町長、副本部長は助役、本部員は主監・課長等を考えている。

主な意見。竜王町国民保護計画は、議会等に報告しながら作成すること。

以上、慎重審査の結果、議第2号および議第3号は全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。以上です。

○議長（中島正己） ただいま産業建設環境常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第2号と議第3号をご審議いただきました産業建設環境常任委員会の委員長に、委員長報告に関して質問させていただきます。

この2つの提案されている議案につきましてご審議いただいた内容を報告いただいているところですが、出されている質問は、協議会の構成や対策本部の構成などでありますが、国民保護計画策定のもとになっている有事法制の内容について、十分ご議論いただいたのかどうかについて、簡単で結構です、「した」か「しなかった」だけで結構ですから、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○産業建設環境委員長（川嶋哲也） ただいまの若井敏子議員さんからのご質問でございますが、この法律につきましては、担当課長さんの方からこの法律の資料をいただいております。1点目の安全確保に関する法律とかと、それから2点目の対策本部等に関する法律につきましては資料もいただいておりますけれども、条文が長いので、なかなか詳しくは審議させていただいてないということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第2号、竜王町国民保護協議会条例と、議第3号、竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例の2議案について、反対討論をします。

提案された際の質問でも明らかにしましたけれども、有事の備えは現在の自衛隊法に明確に表されています。ところが、自衛隊法ではできないことをするために、新たな法律がつけられました。自衛隊の防衛出動は、日本が外部から武力攻撃を受けた時に発動されます。国会の議論の中で明らかになったのは、それとは違って、我が国が攻められてもいない状態でも出動できる、それができる法律として周辺事態法や武力攻撃事態法がつけられたのです。

武力攻撃事態法は、相手が我が国に武力攻撃予測事態に入ったと認めれば、武力を行使できるようになっています。アメリカが海外で戦争を起こそうとして、

日本の基地から戦闘機が発射する。それに対して相手国が日本を攻撃するかも知れない、そういう事態を想定するだけで、非常事態として自衛隊も動き出し、その支援活動と称して、罰則付きで国民を動員するというのが武力攻撃事態法の中身なのです。

国民保護法での国民保護計画は、有事における米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画そのもので、質問でも明らかなように、災害救助時の住民避難などとは根本的に違います。

担当課長は、「戦争を想定しているものではない。海外からの武力攻撃を想定しているのだ」と答えました。しかし、何もしていないところに突然武力攻撃が起こることはありません。アメリカの場合もそうでした。

町長は、「近年、日本海における不審船の出没や世界中多方面でテロが起こっている中で、国家の緊急事態に対する体制をとることが重要で、テロが起こったら地方の末端の力では守り切れないから、国の指導をいただいて、町民の生命、安全を守るものだ」とおっしゃいました。担当課長も町長も、どちらの認識も、周辺事態法から国民保護法に至る有事法制の国会審議の経過を知る者にとっては、空想の世界におられる方々と言わざるを得ません。

私は鳥取の例を出しましたが、今からつくられようとしている避難計画が本当に実効性のあるものになるのか。バスの順番を待っている間に、ロケット弾が何発も打ち込まれてしまうような近代戦争の時代に、避難計画をつくることに意味があるのかと質したのであります。

いみじくも町長は投げ捨てるように、「実際そうですわ。戦争になったら守り切れませんわ」とおっしゃいました。そのとおりなんです。だからこそ、守り切れない計画ではなく、戦争そのものをしない体制をつくる。憲法に基づいて、戦争をしない決意を政治家自らが貫くことが、何より有効で確実な、「安全・安心の社会づくり」につながると主張しています。「憲法は関係ない」と、議論を避けられましたが、憲法第9条は、「国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」としています。だからこそ、この憲法をしっかり守ることが、竜王町民の安全と安心、生命と財産を守る、最大にして最高の手段であることを申し述べ、議第2号、竜王町国民保護協議会条例の制定、議第3号、竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例の制定に反対するものであります。以上、反対討論といたします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。11番、西隆議員。

○11番（西 隆） 私は、議第2号、竜王町国民保護協議会条例の制定および議第3号、竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この協議会条例、国民保護法につきましては、今現在、世界各国、日本も及ばず各地でテロ等が起こっております。これに対して住民の避難あるいは誘導、また生命・財産を守るための保護法でございます。それに対する竜王町国民保護協議会を設置しようという条例でございます、もう既に遅い感をしております。この協議会につきましては、早急にやはり立ち上げなくては、これからのいろいろなテロ対策等に対処できないと思います。

また、議第3号につきましては、住民の生命・財産を守る上において、組織だった、系統だった組織がないことには、やはり安心して暮らせない、これが最低必要な条件だと思います。

よりまして、この条例に対しまして賛成するものであります。以上、賛成討論といたします。

○議長（中島正己） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第4 議第2を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第4 議第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第3号を委員長の報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第5 議第3号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議第 4号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例

**の一部を改正する条例**

**(総務教育民生常任委員長報告)**

**日程第 7 議第 5号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**(総務教育民生常任委員長報告)**

**日程第 8 議第 6号 竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例**

**(総務教育民生常任委員長報告)**

**○議長(中島正己)** 日程第6 議第4号から日程第8 議第6号までの3議案一括議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務教育民生常任委員長、岡山富男議員。

**○総務教育民生常任委員長(岡山富男)** 総務教育民生常任委員会報告。

平成18年3月24日

委員長 岡山富男

去る3月9日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第4号、竜王町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第5号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第6号、竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月13日午前9時より第1委員会室において、委員1名欠席のもと、山口町長のあいさつのあと会議を開き、佐橋主監、北川課長、松瀬課長補佐の出席を求め、説明を受け審査をいたしました。

議第4号、竜王町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、障害程度区分等審査会、国民保護協議会の委員会設置に伴い、障害程度区分等審査会の委員長および委員、国民保護協議会の委員および専門員の日額報酬を定めるものです。併せて、費用弁償の支給区域の一部を改正するものです。

委員会での主な質疑応答は、問 障害程度区分等審査会の委員報酬は、他に比べ高額でないか。答 委員構成は、専門的知識を持たれた医師などによるため、高額になります。

議第5号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これまでの年功的な給与制度から、職務・職責や勤務実績に応じた給与制度に変更するための改正です。併せて、地域に応じた給与制度を設けるため、調整手当を地域手当に改めるものです。

委員会での主な質疑応答は、問 勤務実績の評価に関する規則もないのに、4月から運用できるのか。答 規則は現在作成中で、4月からの運用に間に合います。

問 勤務実績の評価は、全職員一斉に行うのか。答 管理職の評価から始め、順次実施していきます。

問 民間賃金との格差とは、何を基準にするのか。答 民間給与の実態調査を、県が人事院から委託を受け、地域の類似事業者を対象に調査し、人事院が国に勧告するものです。

委員会での主な意見は、評価の方法は、計画的・継続的に調査研究すべきである。数値での評価は理解しやすい、数値での表現できる工夫をしてはどうか。

議第6号、竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例は、企業職員においても一般職員と同様に、給与制度の見直しを行うものであります。併せて、調整手当を地域手当に改めるものです。

委員会での主な質疑応答は、問 企業職員の給与に関しては、号給や級の見直しはないのか。答 一般職員と同様に給料表の見直し、地域手当の導入、勤務実績に応じた給与制度に改正されます。

以上、慎重審査の結果、議第4号は賛成多数で、議第5号・議第6号は全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告します。

**○議長（中島正己）** ただいま総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 一括審議されています議第4号・5号・6号の3議案のうち、議第4号、竜王町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例に、反対の討論をします。

議第2号・議第3号で申し述べましたように、国民保護法に基づく協議会や対策本部の設置そのものに反対しており、反対している協議会委員の報酬を認めるわけにはいかないことから反対するものであります。

障害程度区分等審査会委員報酬については、反対するものでないことを表明しておきます。以上、反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第6 議第4号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって、日程第6 議第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第5号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第7 議第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議第6号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第8 議第6号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 9 議第 8号 竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例
(総務教育民生常任委員長報告)**

○議長（中島正己） 日程第9 議第8号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務教育民生常任委員長、岡山富男議員。

○総務教育民生常任委員長（岡山富男） 総務教育民生常任委員会報告。

平成18年3月24日

委員長 岡山富男

去る3月9日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第8号、竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月13日午前9時より第1委員会室において、委員1名欠席のもと会議を開き、池田主監、久野課長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第8号、竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例は、障害者自立支援法の施行に伴い、どの障害の人も共通の福祉サービスが地域において受けられるようになり、障害程度区分の審査判定ならびに各市町の支給要否決定を行うにあたり、意見を聞くための審査会を置くこととなっております。

東近江圏域では、2市3町それぞれ単独で審査会を設置する形をとりながら、4合議体を設置し、広域での案件を審査することができるものとして、今回この委員定数を定めるものです。

委員会での主な質疑応答は、問 審査会の構成はどのようにするのか。答 身体的・精神的・知的障害それぞれの専門的知識を持った28名で構成し、広域では7名で4合議体を設置します。

問 4合議体はどのように機能するのか。答 共同で協議し、委員は他市町の案件も審査します。

問 高齢者の障害者サービスはどのようになるのか。答 大半が介護保険の介護サービスを受けておられますが、それ以外に自立支援サービス等が必要な方は、この審査を受けて障害福祉サービスが受けられることとなります。

問 障害の程度を表すものはあるのか。答 障害者自立支援法では、障害程度を6段階の区分で表します。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（中島正己） ただいま総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第9 議第8号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第9 議第8号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第10号 竜王町敬老祝金条例

(総務教育民生常任委員長報告)

日程第11 議第11号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例

(総務教育民生常任委員長報告)

日程第12 議第12号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例

(総務教育民生常任委員長報告)

日程第13 議第13号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例

(総務教育民生常任委員長報告)

○議長（中島正己） 日程第10 議第10号から日程第13 議第13号までの4議案一括議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務教育民生常任委員長、岡山富男議員。

○総務教育民生常任委員長（岡山富男） 総務教育民生常任委員会報告。

平成18年3月24日

委員長 岡山富男

去る3月9日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第10号、竜王町敬老祝金条例、議第11号、竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例、議第12号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例、議第13号、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月13日午前9時より第1委員会室において、委員1名欠席の



もと会議を開き、池田主監・布施課長・奥課長補佐ならびに佐橋主監・北川課長・松瀬課長補佐の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第10号、竜王町敬老祝金条例は、竜王町においても少子高齢化の様相を呈している状況にあることから、今日まで敬老事業の一環として支給されてきた「敬老祝券」「百歳年金」について、少子化・児童育成への財源に振り替える観点で見直し、事業の統合を図り、この条例を制定するものです。

委員会での主な質疑応答は、問 これまでの支給額はどれぐらいか。答 祝券は、平成16年で249万8,000円、平成17年で259万5,000円です。百歳年金は、平成7年2名、平成8年1名、平成12年1名です。また、101歳からは毎年20万円の支給がされました。

問 平成18年度祝金の支給はどのくらい予定しているのか。答 人生の節目に当たる88歳・99歳・100歳の方約30名で、予算は61万円を計上しています。

問 町として新たな少子化対策に、財源を振り替えるものなのか。答 児童手当の対象児童の拡大、所得制限枠の拡大、国の補助金減少と町の負担増額などから、財源的な振り替えをしたいと考えています。

委員会での主な意見は、支給年齢の間隔を、例えば90・95・100歳のようなバランスを考えたものにすればよいのではないか。

議第11号、竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例は、介護保険制度の改正において新予防給付が創設され、居宅要支援被保険者を対象とした介護予防サービス計画の作成を、地域包括支援センターが担うこととなっており、町が介護予防支援事業者としての指定を受ける必要があることから、この条例を制定するものです。

委員会での主な質疑応答は、問 町の事業で行っていた「すこやかサロン」はどうなるのか。答 「すこやか教室」によく似た事業として、「おたっしや教室」を始めます。「おたっしや教室」は、介護保険の地域支援事業と一般会計の老人福祉事業費と合わせて実施し、これをきっかけに地域での自主活動につなげていきたいと考えています。

問 地域包括支援センターに必要な職員は配置されるのか。答 保健師・社会福祉士・ケアマネージメントのリーダーを配置します。

問 介護予防サービスの計画は、地域包括支援センターでしか作成できないのか。答 ケアプラン作成等については、これまでは居宅介護支援事業所が予防も

含め一括して担っていましたが、通常介護と分けて、介護予防は介護予防支援事業所で行うようになりますが、一部居宅介護支援事業所に委託します。

議第12号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例は、本年4月から施行される介護保険法の制度改正に合わせ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第3期計画を策定するにあたり、要介護・要支援状態に関し介護予防を進める地域支援事業の創設と、保険料を改正するものです。

委員会での主な質疑応答は、問 保険料の改定額および激変緩和措置とは、どのようなことか。答 第1被保険者基準額を年額3万2,160円から、年額3万7,428円（月額3,119円）に改正させていただくものです。保険料を一気に改定せず、毎年段階的に引き上げていく特例措置を講じます。

議第13号、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例は、指定管理者制度導入による条例改正に併せ、施設の使用料を改正するものです。

委員会での主な質疑応答は、問 花見など家族で利用しても使用料を徴収するのか。答 入園は無料ですが、ごみ処理など管理運営の協力費として使用料をいただきます。

問 バーベキューで使用する時は、600円の使用料を支払っていたのですが。答 これまでテントサイトの要項を準用していましたが、区分と使用料を明確にするため、バーベキューサイトの使用料を新設しました。

委員会での主な意見は、町内各施設の利用料の一覧表を作成してほしい。減免基準表が広報で公開されたが、誤解のない表示にすべきである。また、公開までに関係機関と内容を確認すべきである。

以上、慎重審査の結果、議第10号・議第12号・議第13号は賛成多数で、議第11号は全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（中島正己）** ただいま総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 議第10号と議第12号に対する反対討論をします。

議第10号ですが、この条例は、百歳年金や敬老祝金条例の廃止を前提につくられたものです。しかも、百歳年金の対象はないとしても、祝金条例で例年250万円程度の経費であったものを60万円にまで引き下げ、それでも「あるだけましやで」と言わんばかりの制度で、高齢者施策の後退と言わざるを得ません。せめて、祝金条例が75歳から支給されていたことを受けて、75歳・80歳・85歳というように5歳きざみの節目に支給するなど、極端な切り捨てにならないよう求める立場で反対をするものであります。

議第12号は、介護保険条例の一部を改正する条例ですが、国の法改正は、本来介護を受けなければならない人も支援事業対象にすることで、結果的に利用制限をさせることになり、この法の改悪と言わざるを得ません。また、一般質問でも明らかになりましたように、全国のいろいろな自治体で少しでも保険料負担が減るように工夫・努力されている中、竜王町は制度維持のためとの理由で、単に保険料の引き上げがされるのみで低所得者対策が講じられていないことから、反対するものであります。以上、反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 議第10号、竜王町敬老祝金条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

高齢者福祉の後退になるかどうかというご意見でございますけれども、百歳年金におきましては、特に時代背景があるのではないかと思います。それぞれの時代にそれぞれ必要だと議論されて制定されてきた、そして実施されてきた条例は、その時々にはそれなりの効果なり必要性があったものだと思います。

現在は少子高齢化の時代であり、今必要なのは何かと言え、百歳になれば100万円という高額なお金が受け取れる町の姿よりも、その財源を子育て支援や少子化対策に回す財源にするというふうに考えることが、今現在の住民福祉の向上につながる取り組みであろうと、このように考えられます。

お年寄りを敬い、長寿をお祝いすることは当然のことですので、区切りの年齢で祝金をとの考えは適切であると判断いたします。ただ、年齢区分が88歳・99歳・100歳と、その間隔がどうかとの議論もあったようでございますけれども、お年寄りの意見も聞いた上での提案であるとお聞きいたしました。了解することとし、賛成討論としたいと思います。以上です。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第10 議第10号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって、日程第10 議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議第11号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第11 議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議第12号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって、日程第12 議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議第13号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第13 議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議第16号 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

（総務教育民生常任委員長報告）

○議長（中島正己） 日程第14 議第16号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務教育民生常任委員長、岡山富男議員。

○総務教育民生常任委員長（岡山富男） 総務教育民生常任委員会報告。

平成18年3月24日

委員長 岡山 富男

去る3月9日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第16号、竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月13日午前9時より第1委員会室において、委員1名欠席のもと会議を開き、池田主監・布施課長・奥課長補佐の出席を求め、説明を受け審査をいたしました。

議第16号、竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例は、指定管理者制度による条例改正に併せ、各ふれあいプラザの目的外使用として、貸し館を認めた場合の使用料を定めるものです。

委員会での主な質疑応答は、問 指定管理になれば、目的外使用を認めるのか。
答 介護予防事業等に支障のない範囲で活用していただきますが、使用料は徴収いたします。

問 指定管理者として、民間業者などから問い合わせなどはあるのか。答 民間業者から今のところありません。鏡ふれあいプラザは、介護予防事業実施について相談があります。

委員会での主な意見は、各ふれあいプラザは、身近な施設として地域でも有効に活用してもらいたい。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（中島正己） ただいま総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第14 議第16号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第14 議第16号は委員

長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 5 議第 2 3 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例**

**(産業建設環境常任委員長報告)**

**日程第 1 6 議第 2 4 号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例**

**(産業建設環境常任委員長報告)**

○議長(中島正己) 日程第 1 5 議第 2 3 号から日程第 1 6 議第 2 4 号の 2 議案一括議題といたします。

本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。産業建設環境常任委員長、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員長(川嶋哲也) 産業建設環境常任委員会報告。

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

委員長 川嶋哲也

去る 3 月 9 日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第 2 3 号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例および議第 2 4 号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

3 月 1 0 日午前 9 時より第 1 委員会室において、委員全員出席、山口町長のあいさつを受けた後、三崎主監・松村課長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第 2 3 号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正により、平成 1 8 年 9 月から公の施設の管理については、直営による管理または管理委託制度による管理から、直営または指定管理者制度による管理へと移行することから、本町の公の施設についても指定管理者または直営とするための所要の改正を行い、これまで規則で定めていた休日、使用時間等の規定についても、条例に明記するため改正するものです。

また、施設の使用料についても、近隣の施設の使用料の状況、今後、指定管理者制度への意向による利用料金制の導入を考慮し、使用料の改正を行うものです。

委員会が出された主な質問。問 町外の方の値上げの理由はなぜか。答 現在の利用状況は町内・町外半々です。町内の利用者には配慮しました。値上げしても利用者は減らないと思われま

問 町内の方が優先されるべきではないか。答 計画時の目的を達成するため考慮します。

問 ドラゴンハット（建物）の耐用年数は。答 30年から35年です（現在10年）、安全点検は行っていきます。

主な意見、使用料が住民負担増にならないように望む。

議第24号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例につきましては、平成17年4月1日より、里道・水路等について国からの譲与を受け、現在、法定外公共物として管理を行っており、今回、許可承認届出等の取り扱いを明確にするため、条例の一部を改正するものです。

委員会で出された主な質問。問 県から法定外公共物が何件移管されましたか。答 里道・水路で220件です。

以上、慎重審査の結果、議第23号および議第24号は全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（中島正己）** ただいま産業建設環境常任委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第15 議第23号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中島正己）** 起立全員であります。よって、日程第15 議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議第24号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中島正己）** 起立全員であります。よって、日程第16 議第24号は委員長報告のとおり可決されました。



**日程第 1 7 議第 3 1 号 平成 1 8 年度竜王町一般会計予算**

**(予算第 1 特別委員長報告)**

○議長(中島正己) 日程第 1 7 議第 3 1 号を議題といたします。

本案は、予算第 1 特別委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。予算第 1 特別委員長、川嶋哲也議員。

○予算第 1 特別委員長(川嶋哲也) 予算第 1 特別委員会報告。

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

委員長 川嶋哲也

去る 3 月 9 日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第 3 1 号、平成 1 8 年度竜王町一般会計予算について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3 月 1 3 日・1 4 日の両日、午前 9 時より第 1 委員会室において委員全員出席、山口町長(1 4 日)、勝見助役(1 5 日)のあいさつを受けた後、担当主監、担当各課長・参事の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

平成 1 8 年度一般会計の予算編成は、景気に一部持ち直しの動きが見られるものの、平成 1 6 年度から始まった国の三位一体改革をはじめ、引き続き地方の厳しい財政状況が続く中、「自律推進計画実行の徹底の年」「地域再生のまちづくり計画の年」と位置づけ、住民要望の強い「中心核づくり・若者定住を促す住宅施策・竜王インター活用経済振興構想の推進・工業用地整備計画の策定」などを重点に予算づけがされた。

一般会計の予算総額は 47 億 7,800 万円で、前年度と比較すると 2 億 5,200 万円、率にして 5.6%の増となっている。これは、行財政改革の取り組みを重点に人件費等歳出の抑制によるものの、一方では、中学校校舎大規模改造工事等教育施設費及び少子化・子育て支援事業等の歳出増によるものである。

歳入予算の主なものは、町税が 29 億 9,500 万 5,000 円で、歳入予算の 62.7%を占めており、地方譲与税が 1 億 5,800 万円、県税交付金 1 億 8,450 万円、国・県支出金 4 億 4,896 万 4,000 円、基金繰入金 3 億 8,000 万円、町債 2 億 7,030 万円等である。

歳出予算の主なものは、人件費 10 億 4,426 万 1,000 円、物件費 7 億 3,272 万 4,000 円、補助費 7 億 3,145 万円、繰出金 6 億 9,975 万 7,000 円、公債費 5 億 1,924 万 1,000 円、扶助費 4 億 3,233 万 1,000 円、日野川土地改良事業 2 億 5,340 万 1,000 円、中学校校舎大規模改造工事 1 億 4,000 万円等である。



審査で出された主な質問。問1 町広報等をなぜ新聞折込み配布にしたのか。  
答 前々から自治会の要望事項でもあり、1年前から検討してきました結果、自治会長さんの手間を少なくするため等であります。

問2 工業用地整備計画の内容について。答 小口地先の町有地を含めた8ヘクタールについて、水のあまり要らない企業を誘致するため、具体的に事業計画を立てます。

問3 大阪湾広域臨海環境整備センター出資金とは。答 将来、ごみの最終処分場が満杯になった時の権利取得をするためのものです。

問4 墓地整備事業補助金400万円の計画内容かどうか。答 庄自治会で実施される納骨堂施設整備の補助金です。

問5 扶助費増額の理由はなぜか。答 児童手当対象年齢の引上げ等、国の制度改正により負担割合が増えました。

問6 農ビジネスの具体的な計画について。答 平成17年度の実績を踏まえて、農業者の意見を参考に計画します。

問7 農業振興計画の見直しについて、町の方針はどうか。答 土地利用計画を含めて、政策推進課等関係課および自治会と十分協議し、見直しの事務を進めます。

問8 都市計画図修正業務委託料の内容は何か。答 平成4年以後修正されていない2500分の1図を、今回修正する。

問9 図書館の管理および司書の派遣についての考え方はどうか。答 平成18年4月から、週1回金曜日に午後8時まで開館します。また、小・中学校に司書を派遣し、本の整理等を進めながら、子どもたちが本に親しむよう指導していきます。

問10 中学校校舎大規模改造工事の内容はどのようなものか。答 主な工事内容は、屋上防水、内壁・天井・床の塗装、各教室の取付備品の取り替え、電気・機械設備の改修および便所の全面改修等を行います。特に、生徒が入る教室について配慮します。また、エアコンが設置できるように配線もします。

主な意見。1. 農村運動広場（川守）は洪水の危険もあるので、第2次広域避難所から除外した方がいいのではないかと。2. 地積調査の未完了地区が3地区あるとのことですが、早急に解決に向けて取り組むよう望む。3. 各家庭からインターネットにより図書館の検索および予約ができるシステムを構築すべきではないかと。4. 子どもの通学安全対策について、PTA等でお取り組みいただい

るが、安全パトロールが子どもたちに監視員としてすぐわかるような服装等の支給を早急に考えるべきではないか。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（中島正己）** ただいま予算第1特別委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 議第31号、平成18年度竜王町一般会計予算に反対の討論をします。

私は、今度の定例議会で、乳幼児や障害者、介護の必要なお年寄りに、町として憲法25条が保障する「人間らしく生きる生存権」を保障してほしいと求めました。それに対しての町長の答弁は、「三位一体改革で地方の財政は大変だから」の一点張りでありました。竜王町の財政は、本当に三位一体改革で大きな打撃を受けているまちなのでしょうか。と言うより、竜王がその影響を受けていると言うなら、今、全国でその影響を受けていないまちはないと思うのです。

それならどこも一緒。ところが、違うのです。介護保険に関する質問の中で、全国のいろいろな取り組みを紹介しました。三位一体改革の影響を受けていても、軸足はしっかり町民の生活に置いているところでは、紹介したような助成制度が実施されているのです。予算審議を通して、一人ひとりの町民が大事にされると感じた部分は多くありませんでした。

合併しないで自立のまちを歩む多くのところでは、住民が自分のまちに誇りを持って、「このまちだから」と協力の体制がつくられています。住民サービスを後退させないという原則をしっかり守って、財政も明らかにして、だからどうするかを住民に投げかけているのです。

それに対して竜王町ではどうか。竜王町の予算で言えば、町の広報関係を新聞折り込みにするために750万円もかかる。どうしたらいいか。そんなにお金をかけるのなら、その分で低所得者に使いたい、どうだろうと、それこそ地域懇談会で相談すればいいではありませんか。この広報の問題では、西議員の質問に750万円の経費増と説明しながら、区長会では、17年度と18年度の経費はほとん

ど変わらないというような資料で説明をしています。こんな説明で住民の理解が得られることはないと思うのです。住民を信頼し、町としての説明責任を果たすべきではないかと思うところです。

具体的には、町長のお友だちを中心にあれこれの会をつくるのはいい加減にしてほしいと思います。1万3,000人の町民に呼びかけて、「一緒に考えてくれませんか」と、なぜ言わないのか、ここが問題であります。

人権意識調査を三度するという予算もあります。しかし、昭和62年・平成5年と同じ項目で変化を見るというのですから、それが何を示すというのでしょうか。心の中を探るような調査は何の役にも立たず、そもそも人間の心の中を行政の責任で変えさせることなど到底不可能であり、また行政の仕事ではないと思うのです。近江八幡市も、同和行政をやめると言っています。竜王町も、一部運動団体の機関紙購入、研修会・実行委員会などの負担金支出と合わせて、もうそろそろ目覚めるべきだと思います。

国民保護法に基づく協議会や対策本部については、条例制定についての反対討論で申し述べました。その関連予算も認められないところであります。

敬老祝金条例・百歳年金の廃止は、高齢者施策の後退であります。

もちろん、教育支援室の設置、カウンセラーの配置、特別支援教育などは、必要な体制で評価できるものです。

聴覚障害者の手話通訳派遣事業は、入学式に通訳を依頼した聴覚障害者の要望に応える中で、それまで通訳といえば講演会の時などの舞台の裾で通訳をする人を頼むだけでしたが、具体的に障害者に寄り添った支援を検討いただいた結果の予算づけで、大変喜ばれていることをお伝えしておきたいと思います。先日もある職員さんとお話をしていて、全職員さんが例えば月1回、午後4時に庁舎を出ていろいろな町民さんの生活ぶりに学ぶ研修をしてはどうか。一般質問でも言いましたが、障害者や高齢者に限定せず、月1回1時間の町民との懇談研修で学び取ったことを施策に生かす、そんな取り組みも大事ではないかと考えているところです。以上、反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 議第31号、平成18年度竜王町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この予算編成につきましては、「自律推進計画実行徹底の年」、あるいは「地域再生のまちづくり計画の年」と位置づけられております。中心核づくり・若者定

住を促す住宅施策・竜王インター活用経済振興構想の推進・工業用地整備計画の策定」などを重点に予算が配分されたということでございます。

18年度の竜王町の基本的な一般会計の予算というのは、2年連続の不交付を見込みながらも、大変厳しい状況の中、提案をされたと思います。歳出におきましては、今もありましたように、都市計画調整事業に、いわゆる中心核づくりの予算に258万8,000円、竜王インターチェンジ活用経済振興構想推進事業1,600万円、工業用地整備計画策定業務計画調査費に1,374万9,000円、少子化対策・子育て支援事業に519万6,000円と、予算づけがされております。

中学校の大規模改修の予算もありまして、前年比5.6%増でありますけれど、歳入に占める自主財源比率が77.1%を占める予算となっております。このことは、一部の大手企業の業績はあるものの、過去のまちづくりへの取り組みが実を結んできた結果だとも言えるわけであります。近年では、たばこ税に関する取り組みもあり、それぞれ継続した取り組みの中での18年度の予算があると思われま

す。今後ますます、「自律推進計画実行の徹底の年」という位置づけもありますように、竜王町が竜王町らしいまちづくりのための予算編成ができたというふうに解釈をし、賛成討論としたいと思います。

**○議長（中島正己）** ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第17 議第31号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（中島正己）** 起立多数であります。よって日程第17 議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

この際申し上げます。ここで、3時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議第32号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 予算

(予算第2特別委員長報告)

- 日程第 19 議第 33 号 平成 18 年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 20 議第 34 号 平成 18 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 21 議第 35 号 平成 18 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 22 議第 36 号 平成 18 年度竜王町下水道事業特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 23 議第 37 号 平成 18 年度竜王町介護保険特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 24 議第 38 号 平成 18 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)
- 日程第 25 議第 39 号 平成 18 年度竜王町水道事業会計予算
(予算第 2 特別委員長報告)

○議長(中島正己) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18 議第 32 号から日程第 25 議第 39 号までの 8 議案一括議題といたします。

本案は、予算第 2 特別委員会に審査を付託いたしておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。予算第 2 特別委員長、若井敏子議員。

○予算第 2 特別委員長(若井敏子) 予算第 2 特別委員会の審査報告を行います。

予算第 2 特別委員会は、平成 18 年 3 月 9 日の本会議において審査の付託を受けました議第 32 号から議第 39 号までの 8 議案について、審査の経過と結果を報告します。

予算第 2 特別委員会は、去る平成 18 年 3 月 16 日午前 9 時から、1 名欠席のもと委員会を開会、各議案関係の主監・課長などから改めて説明を受け審査しました。

議第 32 号は、平成 18 年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 予算で、歳入歳出それぞれ 7 億 3,300 万円で、前年比 1,100 万円の減額となっています。

委員から出された質疑は以下のとおりです。問 保険基盤安定繰入金 2,700 万

円は何か。答 平成17年度に国保料の改定をし、応能・応益比率を50対50に近づけたため、所得に応じて7割・5割・2割の3段階の軽減措置が講じられることになりました。これに必要な予算は、国・県・町が負担することになっており、一般会計から繰り入れられます。軽減措置を受ける被保険者世帯は、7割軽減が332世帯、5割軽減が68世帯、2割軽減は134世帯です。

問 老人保健医療費拠出金が昨年より840万円の減となっているが、なぜか。

答 老健の対象者が対象年齢の引き上げで減っているからです。平成14年1月は913人でしたが、今年1月は864人で、約50人減っています。

問 歯科保険事業に対する特別調整交付金100万円を一旦この勘定に入れて、歯科に繰り出すのはなぜか。答 竜王町の診療所は国保の診療所です。交付金などは国保診療所の事業として受けられるものですから、一旦国保の会計に入れることになっています。

議第33号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算は、医科が歳入歳出それぞれ9,000万円で、歯科の歳入歳出総額は5,100万円です。

委員から出された質疑は以下のとおりです。問 後発医薬品はどのくらい使われているのか。答 おおよそ40%から50%で、国民健康保険診療所として、患者の自己負担軽減に努めています。

問 歯科の施設勘定には、学校医、健診報酬と明記があるが、医科の施設勘定では雑入とだけ書かれている。これが学校医としての医師の仕事に対する繰り入れ分か。答 この中には、医科の医師が自治医科大学の要請を受けて、月1回石部の診療所で仕事をしていただいていますので、その報酬も含まれています。

議第34号、平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ8億6,200万円です。

委員から出された質疑は以下のとおりです。問 一般会計からの繰入金が増えているのはなぜか。答 平成14年までは保険者の保険料と国・県・町の公費負担分が7対3でしたが、国の三位一体改革で5年間で段階的に公費負担分を引き上げ、今年は50%の負担となることから、去年より増えています。

問 被保険者一人当たりの医療費は減っているのか。答 町の広報でもお知らせしていますが、年々少しずつ増えています。平成15年は55万6,000円、平成16年は59万6,000円、平成17年見込みは60万9,000円です。

議第35号、平成18年度竜王町学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出それ

ぞれ6,100万円で、前年比300万円の減です。

委員から出された質疑は以下のとおりです。問 残食の量はどのくらいか。廃棄しているのか。答 5%から20%です。1,500人の生徒さんとする、7人分から30人分残っているということになります。風邪の流行により欠席される児童・生徒もおられます。できるだけ事前にわかれば調整していますが、食べ残しもあり、減らすのは難しい問題です。西小学校では、牛乳パックのリサイクルに取り組んでおられて、トイレトペーパーにして使われており、学習に生かしていただいています。

議第36号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ8億8,700万円で、昨年より2,300万円の増額です。

委員から出された主な質疑は以下のとおりです。問 山中・川守の農業集落排水の管理は、地元集落にお願いしているのか。答 処理場の網についたカスを取ってもらったり、施設周辺の草刈りなどをしてもらって、その分も計上しています。

問 雑入として2,200万円が計上されているが、これは何か。答 松が丘の接続に際して、松が丘の開発業者から既設の施設についての修理代として2,000万円の負担をしていただくという協定がありまして、協定に基づいて負担いただいた分です。

問 一般会計からの繰り入れが多いのはなぜか。答 下水道事業にかかる起債については、その額を平準化するよう指導を受けており、今年度については起債限度を上回ることから、一般会計から繰り入れることとします。

議第37号、平成18年度竜王町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ5億3,500万円です。

委員からの質疑は以下のとおりです。問 介護保険料はどうなるのか。答 条例改正を提案させていただいていますが、月額439円の引き上げで、3,119円にお願いしています。

問 任意事業の配食等サービスの内容について伺う。答 社会福祉協議会から日赤奉仕団などに頼んでいただいて、週1回、20～24人の方に届けていただいている給食サービスと、蒲生給食に頼んで週5回、3～4人に届けていただいている配食サービスがあり、自己負担もいただきながら町も補助しています。給食サービスにつきましては、週1回のお届けの際、お年寄りの安否確認もしていただいています。

問 緊急通報システム、今年の設定予定は何台で、稼動しているのは何台になるのか。答 今年は3台分で、今までに28台利用していただいています。

問 すこやかサロンがなくなって、今後は集落でおたっしや教室などがされるとのことだけれども、具体的にどうなるのか。答 地域支援事業は、介護保険給付費総額の2%程度の事業しか認められていませんので、介護予防事業は一般会計の老人福祉費の中で、おたっしや教室委託料、地域づくりのための高齢者サロン支援事業委託料として事業費を見ています。今年、5月頃から週1回程度のサロンを3ヶ月間、全集落の半分で実施いただき、その後3ヶ月間で残りの半数の集落で同じように実施します。3ヶ月間続けていただく中で、参加者が自主的・自発的に継続していただけるように、地域福祉の充実という観点で取り組みたいと考えています。

以上の質疑を通して、当委員会は、介護保険制度を生かしながら、地域福祉の充実が近年改めて課題となっている「集落のつながり」、「隣近所の助け合い」など、まちづくりにもよい効果が出るようにご努力いただきたいと要望しました。

議第38号、平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算は、歳入歳出それぞれ165万6,000円で、前年比111万9,000円の減です。これは、旧蒲生町が東近江市に合併し、それにより脱退したためです。

委員からの質疑は以下のとおりです。問 今後はどのようになるのか。答 平成14年から4年の予定で事務局を預かってきましたが、今年でこの事業がなくなることから、もう1年事務局を預かることになりました。今後はそれぞれの自治体での取り組みとなります。職員の中にも社会教育主事がおりますので、それらで事業を続けていけないかと考えています。

委員会としては、町が社会教育主事としての資格を持つ職員を計画的に育成するとともに、有資格者の適正な人事配置をしていただきたい。また、社会教育とは違う仕事に就いている有資格者が、社会教育主事としての資格を生かして協力できるシステムづくりをしていただきたいと要望しました。

議第39号、平成18年度竜王町水道事業会計予算。今年度の業務の予定量は、給水戸数が3,680戸、年間総配水量が176万立方メートルです。主な改良工事としては、山之上新地区配水管布設工事と岡屋・七里などの下水道工事に伴う工事も実施する予定です。

収益的収入支出の予定額は3億1,800万円で、資本的収入は1億4,880万円、

資本的支出は1億9,468万8,000円で、その差額4,588万8,000円は減債積立金と建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものです。

委員から出された主な意見は、山之上南地区の配水管布設工事に関連して、いずれ下水道工事もしなければならぬことから、工事の円滑な推進、経費の節減のために一体的に進められるようにとの意見がありました。このことについては十分留意され、適切な対応をいただくよう要望します。

以上のとおり慎重に審議しました結果、議第33号・議第34号・議第35号・議第36号・議第38号の5議案については全員賛成で、議第32号・議第37号・議第39号の3議案については賛成多数で、可決決定すべきものと決しましたので、報告をします。以上、予算第2特別委員会報告を終わります。

○議長（中島正己） ただいま予算第2特別委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第32号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について、反対討論をします。

保険料は上げられたままです。国民健康保険診療所は、何より健康づくりや保健事業の充実に努めていただかなければならないと思います。泰阜村の取り組みを質問で紹介しましたが、国保の診療所を持っているまちだからこそ、もっと包括的な保健事業の展開を願い、そのことが長い目で見れば国保会計の健全化につながると思うのです。その国保事業推進については、一般会計からの繰り入れ増額を望むところです。以上、議第32号の反対討論とします。

続いて、議第37号、平成18年度竜王町介護保険特別会計予算については、保険料が値上げされ、介護保険制度の改悪もあり、二重の負担増となる町民も増えています。そのことは、老いることへの不安として広がっています。安心して老後を迎えられる制度であるためには、負担軽減と利用料の引き下げが必要です。この会計に対する国の負担を引き上げ、制度が充実されるよう求め、反対討論とします。

議第39号、平成18年竜王町水道会計予算については、命の源とも思われる

水道が、県水の容赦のない価格と布設など工事費の町民負担が重くのしかかっています。県下でも、水道料負担の多いまちとなっており、これでは若者定住が思わしく進まないのも当然と言わなければなりません。一般会計からの繰り入れと、県水料金引き下げを求めるなど、町民負担軽減に努めていただきたいとの思いから反対するものです。以上、3議案の反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。1番、寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 議第32号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

少子高齢化等、福祉・医療・保健、さらには介護等々を取り巻く情勢は大変厳しくなっておりますが、国においては新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しなど、医療制度改革が議論されている今日であります。高齢化が進むにつれ、生活習慣病などが医療費増加の主要因となることが懸念されることから、被保険者の健康づくりや保健事業を推進するための予算を計上するなど、経営努力が伺えるところでございます。

なお、平成17年度に税率改正をされ、平成18年度は税率を据え置く中で予算を立てられており、応益・応能における割合も法的に適正化されて、軽減率など十分に生かされておりますところから、賛成の討論といたします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。11番、西 隆議員。

○11番（西 隆） 議第37号、平成18年度竜王町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします

昨今の高齢化の進展や、核家族化の進行などから、高齢者自身が、また高齢者を抱える家庭においては、老後における介護や家族の介護負担といった心配が深刻化しております。最近の要介護等の認定者数は約330人で、何らかのサービスを利用されている方は8割程度おられると聞き及んでおります。これは、万葉の里を拠点とした介護サービスの基盤整備をされてきた結果、介護が必要な方に円滑にサービスが供給されてきたものであると思います。

一方、今後10年後には、戦後生まれの団塊の世代が高齢期に到達され、高齢者人口がますます増加すると予測されます。また、認知症高齢者も増加してきており、大変危惧しております。

このような状況下の中で、町においては介護予防事業の推進、地域密着型サービスの基盤整備に取り組まれるとともに、併せて今日までの利用状況における町民ニーズの動向を勘案した予算であること、また、保険料においては第3期の見直しで基本保険料を月額3,119円に改正されますが、県下の状況から見ますと、

第1号被保険者の保険料負担に与える影響が大変少ないことなどから、適正な介護保険財政の運営が期待されるものであり、よって本予算については賛成するものです。以上、賛成討論といたします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第18 議第32号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第18 議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議第33号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第19 議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議第34号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第20 議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議第35号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第21 議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議第36号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第22 議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 3 議第 3 7 号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第 2 3 議第 3 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 4 議第 3 8 号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第 2 4 議第 3 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 5 議第 3 9 号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第 2 5 議第 3 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 6 議第 4 3 号 町道路線の認定について

（産業建設環境常任委員長報告）

日程第 2 7 議第 4 4 号 町道路線の認定について

（産業建設環境常任委員長報告）

日程第 2 8 議第 4 5 号 町道路線の認定について

（産業建設環境常任委員長報告）

○議長（中島正己） 日程第 2 6 議第 4 3 号から日程第 2 8 議第 4 5 号までの 3 議案一括議題といたします。

本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。産業建設環境常任委員長、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員長（川嶋哲也） 産業建設環境常任委員会報告。

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

委員長 川嶋哲也

去る 3 月 1 7 日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第 4 3 号から議第 4 5 号までの町道路線の認定について、審査の経過と結果を報告し

ます。

3月20日午前9時より第1委員会室において委員全員出席、佐橋主監・三崎主監・松村課長の出席を求め、説明を受け審査をいたしました。

議第43号から議第45号までの町道路線の認定については、地域再生のまちづくりの取り組みの中で、地域経済の活性化を一つの重要な柱として進めるため、地域経済の動脈となる道路網の整備を図るため、3路線について町道認定するものです。

議第43号の町道路線認定は、東近江市・近江八幡市から竜王インターへ通じる農道を町道東西線として認定するもので、本町を東西につなぐ重要な路線で、幹線道路として位置づけし、地域経済への活力を強めるため町道認定するものです。

次に議第44号の町道路線認定は、西川地先の巡検橋から国道477号までをつなぐ農道を、町道西川ため池線として認定するもので、町内北部における幹線的な東西線として重要な路線であり、幹線道路として位置づけし、町道としての機能を確保し、地域経済の活性化を図るものです。

次に、議第45号の町道路線認定は、綾戸地先の町道綾戸奥出線から綾戸橋本西線を接続する道路を、町道綾戸里中線として認定するもので、当該路線に接して今回地域密着型福祉施策を進めるため、接道となる道路の機能確保と適切な管理を図るため、町道認定するものです。

委員会が出された主な質問。問 議第43号、なぜ路線名を東西線にされたのか。答 町内の南北を結ぶ2路線の路線名が中央通り線・西通り線とつけておりますので、今回の路線は町内の東西を結ぶ重要な幹線道路であることから、町道東西線とつけました。

主な意見。1.平成18年度道路台帳修正調査業務の中で、幹線町道は住民にわかりやすく、親しまれる路線名に整理統合すること。2.議第44号、西川ため池線については、歩道の設置を早急に検討すること。

以上、慎重審査の結果、議第43号・議第44号・議第45号は全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（中島正己）** ただいま産業建設環境常任委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第26 議第43号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第26 議第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 議第44号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第27 議第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議第45号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第28 議第45号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議会広報特別委員長報告

○議長（中島正己） 日程第29 議会広報特別委員長報告を議題といたします。

議会広報特別副委員長、圖司重夫議員。

○議会広報特別委員会副委員長（圖司重夫） 竹山委員長が欠席されておりますので、代わって副委員長の私が報告いたします。

議会広報特別委員会報告

平成18年3月24日

副委員長 圖司重夫

議会広報特別委員会は、12月28日・1月13日・1月17日・1月20日、委員全員出席のもと委員会を開催しました。そして、議会だよりNo.134号を1月27日発行いたしました。

また、2月8日午後2時より、福島県西郷村より、議長・村議12名が来町され、議会だよりについての研修会を開催いたしました。西郷村議会の議員さんは、我が町の議会だよりに深い関心を示され、今後、西郷村議会だより創刊号の発行に取り組みたいと話されるなど、有意義な研修会に終始しました。

さらに3月8日は1名欠席、3月22日は2名欠席のもと、議会だよりNo.135号の編集会議を行いました。今後も、委員それぞれが協力しながら、町民に親しまれるわかりやすい議会だよりの発行に努めてまいります。

なお、引き続き閉会中も調査活動をいたしたいと委員全員で決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

○議長（中島正己） ただいまの議会広報特別委員会副委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、お諮りいたします。副委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、副委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 合併調査特別委員長報告

○議長（中島正己） 日程第30 合併調査特別委員長報告を議題といたします。

合併調査特別委員会副委員長、圖司重夫議員。

○合併調査特別委員会副委員長（圖司重夫） 合併調査特別委員会報告。

平成18年3月24日

副委員長 圖司重夫

本委員会は、去る3月17日午前9時より第1委員会室において委員会を開催いたしました。村井委員長が欠席のため、副委員長の圖司が代理を務めました。山口町長あいさつの後、佐橋総務政策主監、小西政策推進課長、平岩参事の出席を求め、会議を開催しました。

まず、執行部で準備していただいた資料について説明を受けました。滋賀県内市町村合併の取り組み状況（平成18年3月20日現在で、13市13町となりました）、滋賀県市町村合併推進審議会条例について、東近江市における合併の効

果・検証、東近江市が合併後に課題となった事項、滋賀県市町合併推進審議会審議スケジュール、自主的な市町の合併の推進に関する構想策定スケジュール等について説明を受け、それをもとに意見交換をしました。

主な質疑応答は、問 県の審議会審議スケジュールおよび構想策定スケジュールについては、町はどのように考えているのか。答 町への意見聴取があると思う。どこも合併しても、最終的にはまちづくりをしていかなければならない。たとえ合併を考えるとしても、まちづくりをしっかりしていきたい。

問 県の構想に乗っていくのか、独自のまちづくりを進めるのか。答 難しい部分があるが、民意に応える義務はある。竜王インターのおかげで企業の誘致が図れたし、竜王インターを利用することにより、他のまちにないものをつくっていききたい。

問 対等合併についてはどう考えているのか。答 竜王町の思いが届くように、受け入れられるように、足腰の強いまちにしていきたい。

問 最終的にはどうするのか。答 合併のスピードが早かったと感じている。近隣の市町は竜王町の動向を見ているのではないか。今はまちづくり（若者定住、高齢化に対応、安心して働ける場づくり）を急ぐ必要がある。

問 新法の期限（平成22年3月末日）までに合併するのか、しないのか。町民に対して意見を聞かなければならないのではないか。答 先の地域懇談会で合併に関する意見が出たが、今後、合併問題を中心とした議題で、町民とタウンミーティングのような懇談会をしていく予定である。

意見として、竜王町は合併しても地理的に中心とはなりにくい。まちづくりを急ぐべきである。意見として、合併ありきで進んでいないか。なぜ合併するのか。住民にとっては、行政が近くにあるのが幸せなのではないか。

まとめとして、足腰の強い、しっかりしたまちづくりを進める一方で、住民への情報提供、合併に対する意見聴取を図り、行政・議会が間違いのない判断をしていく必要があるのではないか。

以上、合併調査特別委員会報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

**○議長（中島正己）** ただいまの合併調査特別委員会の副委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]



○議長（中島正己） ないようでありますので、お諮りいたします。副委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって副委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 地域創生まちづくり特別委員長報告

○議長（中島正己） 日程第31 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告を議題といたします。

地域創生まちづくり特別委員会委員長、勝見幸弘議員。

○地域創生まちづくり特別委員会委員長（勝見幸弘） 地域創生まちづくり特別委員会報告

平成18年3月24日

委員長 勝見幸弘

本委員会は、去る2月9日午前9時より委員全員出席のもと、山口町長のあいさつを受けた後、関係主監・課長等の出席を求め会議を開きました。

地域懇談会が全集落終了したので、各集落別のレポートをもとに、各委員が出席した懇談会の感想などを述べ合い、まとめ方について協議いたしました。

引き続き、地域整備についてそれぞれの進捗状況の説明を受けました。

西武竜王リゾート計画の状況について。地元3集落の要望書を書面でいただいた。平成10年の西武からの回答書に基づくものである。西武は2月に新会社に統合されるので、東京へ出向き直接要望してくる。

㈱雪国まいたけ滋賀工場建設事業の状況について。新潟へ出向いた。1年遅らせたが、売り上げが予想外れで見通しが立たないとの説明であった。

竜王インター周辺の企業進出の動向について。滋賀県版経済特区の申請をする。滋賀県高速道路利用センター温泉保養施設「(仮称)竜王ファミリーパーク」ならびに接道(町道山之上エビス線他)の整備について。開発許可申請の大幅な変更は認められないとの県の指導であるが、プールは外してもよいとのこと。変更許可が出てから建築確認申請、着工となる。

次に、自律推進計画の進捗状況についての説明を受けました。竜王町版経済財政諮問会議を2月に立ち上げたい。むらづくり研究として地域担当職員を検討中。

等の説明がありました。

去る2月20日午前9時より、また去る3月1日午前9時より、委員全員出席のもと、地域懇談会のとりまとめについて協議いたしました。各集落ごとのレポートから課題別に質問や意見を拾い上げ、それぞれについて意見交換いたしました。

その主なものは、長期財政シミュレーションを示してほしいとの意見が多かった。

「協働」の必要性や意味をもっと説明するべきだった。

職員の意識改革は必要だが、それ以前に教育が不十分ではないか。

合併問題は、執行部か統一した見解であるとの姿勢が示せなかったのも、かえって不安をあおる結果になったのではないか。

懇談会の進行はテーマごとに質問や意見を聞いた方がよかったのでは。等でした。

別紙にまとめましたので、ご覧ください。

去る3月20日午後1時30分より、委員全員出席のもと、勝見助役あいさつの後、関係主監・課長等の出席を求め会議を開きました。

地域整備について進捗状況の説明を受けました。

滋賀県高速道路利用センター温泉保養施設「(仮称) 竜王ファミリーパーク」ならびに接道(町道山之上エビス線他)の整備について。県から変更許可を得ることができたので通知をし、道路整備も並行して進め、今年の秋にはオープンできるように取り組む。

西武竜王リゾート計画の状況について。西武の協力はどこまで得られるか。土地は西部のものだから、特区の成功もこの問題にかかっている。環境整備の問題については、自治会長の任期内に返答すべきだ。

柵雪国まいたけ滋賀工場建設事業の状況について。前回からの動きはない。2期計画の文化財調査はほぼ完了予定。

次に、竜王町行政改革大綱(案)と集中改革プラン(案)についての概要説明がありました。改めて全員協議会の場で説明を受け、議論することになっています。

以上、地域創生まちづくり特別委員会報告とします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（中島正己） ただいまの地域創生まちづくり特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、お諮りいたします。委員長の報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 所管事務調査報告

（議会運営委員長報告）

（総務教育民生常任委員長報告）

（産業建設環境常任委員長報告）

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中島正己） 日程第32 所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長、寺島健一議員。

○議会運営委員長（寺島健一） 議会運営委員会報告。

平成18年3月24日

委員長 寺島健一

本委員会は、2月8日午前9時より、第1委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。山口町長あいさつの後、平成18年第1回定例議会の日程について、西武竜王リゾート開発事業の白紙に対する地元要望書について、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について、第28次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」の概要について、議会本会議における町執行部よりの未回答に係る取扱いについて協議いたしました。

次に、3月2日午前9時より、第1委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。執行部より、山口町長、佐橋主監、北川課長の出席を求め、町長あいさつの後、平成18年第1回定例会に提出される議案事件について説明を受けました。

今回提出される案件は、条例の一部を改正する条例19件、条例制定5件、平

成17年度一般会計補正予算および特別会計補正予算5件、平成18年度一般会計予算および特別会計予算8件、規約の変更3件など42議案であります。

本委員会は、会議録署名議員の指名について、会期および審議の日程について、提出議案の処理について、予算特別委員会の設置について、西武に関する地元要望に係る決議について、患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療を」求める陳情書の処理について、など審査決定し、3月6日の全員協議会で報告のとおりであります。

また、議会開催中の3月8日午前10時より、第1委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。山口町長あいさつの後、佐橋主監、北川課長より追加提案として町道路線の認定3件の説明と一般質問について協議いたしました。

なおまた、議会開催中の3月14日午後4時50分と3月20日午後0時5分よりの2回にわたり、委員全員出席のもと委員会を開催し、平成17年12月19日の一般質問の発言について協議いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。なお、引き続き閉会中も調査活動をいたしたいと委員全員で決めていますので、議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（中島正己） 次に、総務教育民生常任委員会委員長、岡山富男議員。

○総務教育民生常任委員長（岡山富男） 総務教育民生常任委員会所管事務調査報告。

平成18年3月24日

委員長 岡山富男

本委員会は、去る2月28日午前9時より、第1委員会室において委員全員出席のもと、山口町長あいさつの後、佐橋主監、北川課長、松瀬課長補佐の出席を求め、指定管理者制度について調査を行いました。

指定管理者制度は、平成15年9月に施行された自治法の改正により、これまで公の施設の管理運営の委託先は、公共的団体などに限定されていましたが、民間事業者も公の施設の管理運営を行うことが可能とされました。施行日以前の公の施設については、法改正後3ヵ年の経過措置が設けられ、その間に指定管理か直営かを決定しなければなりません。

竜王町においては、平成16年3月に「竜王町公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例」が制定され、同時に道の駅・ワークプラザの公の施設について、同年4月1日から指定管理者制度に移行されています。

今議会において各公の施設の設置・管理条例の改正を提案されており、認められれば、それらの施設について公募か非公募かの選定手続きがされ、さらに選定の指定管理者が決まれば、6月議会定例会に指定管理者の議案上程が行われ、9月から指定管理者制度に移行されます。

主な質疑応答。問 指定管理の対象となる施設はどのくらいあるのか。答 雪野山史跡広場「妹背の里」、町民グラウンド、親と子の草の根広場、介護予防拠点施設、農村環境改善センター、農村運動広場、農村公園、農林公園施設、田園空間博物館、地域産業研修センター、都市公園、以上11の施設です。

問 指定管理者に委託することで、町はどのような効果を望むのか。答 住民の施設であることを無視することなく、経費と運営の効率化を図ります。

問 公募による指定管理者の選定は、どのようにするのか。答 選考時に、運営に関する提案をしてもらい審査します。

問 農村公園の管理体制は、今後どのようなになるのか。答 現実には地元で管理されているので、今回の機会に各自治区を指定管理者として位置づけをしたいと考えています。

問 平成18年度各施設の管理委託料の予算は、9月までなのか。答 1年間を予算化していますが、指定管理者が決定後は変更します。

問 公募の場合・非公募の場合、それぞれ指定の期間は条例で定められるのか。答 条例では5年の間と示されており、指定時に協定書の中で決めます。

問 今回、条例改正のポイントはどこにあるのか。答 今までは個々の施設の設置条例・規則で決められていたものを、すべて条例で決めるものとし、直営でも指定管理でも対応できるための条例改正です。

問 11施設以外について、どのような検討をされたのか。答 給食センターは建物の老朽化が激しく、医科・歯科診療所は予防重視の観点から、図書館は学校図書館の教育面から、それぞれ直営が望ましいと考えました。

問 NPO法人の指定管理も考えればどうか。答 これからはNPO法人も必要であると思いますが、町内では育っていないのが現実です。

問 大規模な修繕が発生した場合の対処はどうするのか。答 管理者の選定時に、協定書の中で一定の基準額を示します。

主な意見。若い職員さんたちの豊富なアイデアを活用して運営されてはどうか。本来行政が行わなくてもよいところを、指定管理にすればよい。公募によらない方法でもよいが、将来に向けてどのように変化すべきかを考えていかなければ、

現状のままだと指定管理の意味がない。NPO法人の育成が必要ではないか。

委員会としては、この制度を生かすために、町全体の効率を考えて、効果を上げていくべきではないかとの意見が大半でありました。

次に、本委員会は、去る3月13日午前9時より、第1委員会室において委員1名欠席のもと、付託案件審議の後、小西課長、桴木課長補佐の出席を求め、公共交通について調査を行いました。

本町における公共交通の手段としては、西側に従来から近江バスによる路線運行（岡屋線）と、東側に平成17年からJRバスに代わりコミュニティバスが運行されていますが、ともに利用者が少なく、岡屋線では片道当たり平均2人、コミュニティバスでは1日平均11人と、運行維持が大変困難な状態です。

公共交通対策協議会でも存続・維持について協議されていますが、町の負担と利用者数については常に課題とされています。町の負担は、岡屋線に約500万円、コミュニティバスに約300万円と予測され、利用者数が増えないと財政負担は大きくなるばかりです。

松が丘地区では、小学1年生から高校3年生まで、年間100人ぐらいのバス利用対象の子どもたちがいます。また、さくら団地においても子どもさんが増え、今後、通勤・通学の利用者が増えると予想されます。朝夕の時間帯は利用者が比較的多いが、昼間時間帯は利用者が極端に少ない現状と、自家用車を使わない人や高齢者の方、町の財政負担など、すべての課題を今すぐ解決することはできないが、バス運行維持をしていきたいものです。

主な質疑応答。問 岡屋線もコミュニティバスも同じバス会社が運行しているのに、町の負担が違うのはなぜか。答 岡屋線は路線バスで安定的乗車数を基準に55%以上あれば、国・県・町それぞれ3分の1負担だけですが、基準以下の不足分は町の全額負担となります。また、コミュニティバスは町の委託による運行ですから、年間を見通した委託金となります。

問 自治会やNPOが運営できないのか。答 定期運行や料金徴収に絡み、運輸局の許認可が必要であり、困難です。また、事故の対処についても難しい問題です。

問 松が丘地区へのバスの乗入れはできないのか。答 乗入れ経路・時間帯、自治区内でのバスの回転地など、調査・研究を進めます。

主な意見。若年層が竜王町に不便さを感じると、町外へ転出される可能性があり、早々対策を講じる必要がある。

以上、総務教育民生常任委員会所管事務調査報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けたいと委員全員が決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 次に産業建設環境常任委員会委員長、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員長（川嶋哲也） 産業建設環境常任委員会所管事務調査報告。

平成18年3月24日

委員長 川嶋哲也

所管事務調査について報告いたします。

2月27日午前9時より、第1委員会室において委員全員出席、山口町長のあいさつを受けた後、佐橋主監、青木課長、三崎主監、三井課長、松村課長の出席を求め調査を行いました。調査の内容は次のとおりです。

1. 近江八幡・竜王線のコミュニティバスの運行状況について。運行系統は2系列で、近江八幡駅南口から竜王ダイハツ前が1日13便、近江八幡北口から竜王ダイハツ前が1日18便です。平成17年4月から平成18年1月までの利用者は、1ヶ月当たり定期券利用者約1,200人、定期以外の利用者は約7,400人です。平成17年4月から9月までの運行委託補助金は146万6,141円です。なお、近江八幡市民病院の移転に伴う運行ルートについては、検討中とのことです。

委員からの主な質問。問 BDFの利用状況はどうか。答 近江バスに100%で必要量を渡しているが、使用時は20%混ぜて使用している。軽油引取税は、近江バスにより納税されている。

問 利用者の増加および収入増について。答 観光協会ではアグリパーク竜王への誘客増を、また広告収入等で増やしたいとのことです。

2. ごみの収集量と減量化について。ごみの収集については、廃食油・紙パックは町職員で、それ以外は委託業者で行っている。平成12年度から平成16年度の収集実績は。(1)燃えるごみは全体的に増えている。ステーションごみは減少傾向、個人持ち込みが増加傾向にあり、資源化推進が望まれる。(2)燃えないごみは減少傾向から横ばい。可燃粗大ごみは増加傾向にある。(3)資源ごみではペットボトル・ダンボール等が増加傾向。スチール缶・紙パックは減少傾向。自然ごみ全体での回収量は増加している。(4)生ごみ処理器等の購入補助交付で、竜王町ごみ減量化の推進、ごみ減量等推進のためのエコライフ推進協議会を設立。(5)平成18年度への取り組みでは、アルミ缶・ペットボトル回収頻度の上昇、粗大ごみ回収では搬入数量規制の実施、白色トレイの本格回収に向けて、平成1

9年2～3月に試行する。

3. ため池群広域防災機能増進計画の進捗状況について。事業の目的。複数のため池における決壊防止・洪水防止機能の適切な発揮等をモデル的に支援し、地域の防災機能の向上を図る事業で、小口の3つのため池(深田池・仁殿池・奥の淵池)が対象です。事業費は年間300万円で、5年間の継続事業です。なお、平成17年度は深田池堤防補修工事の整備計画を、住民参画のもと協議会を設置し検討する。平成18年度から県の事業主体で工事が実施される。

4. 近江米サバイバルプラン推進事業について。安全で安心な米づくり、ブランドを高度なものにするため、土づくりから栽培に至るまでの取り組み要件(土づくり、5月10日以降の田植え等)。事業主体はJAグリーン近江、事業費209万円、補助金は2分の1。

5. みんなでがんばる集落営農促進事業について。補助金は、県3分の1、町10分の1、平成17年度は薬師地区(平成16年度から18年度までの継続事業)で、田植え機・高圧洗浄器・格納庫改修、事業費226万8,000円。

6. ハザードマップ作成業務進捗状況について。日野川からの浸水(洪水)の対策のためのマップづくり。古い資料による調査・浸水の検討・支川の簡易な評価・現地調査・検討・マップづくり。業務委託業者は大阪パスコ、委託費525万円。

7. 町道山面鏡西線の進捗について。関係する土地42筆中、30筆が境界等が鮮明でない。公図と合致しないため、これらを明らかにするには半年ほどの期間が必要である。

8. 水道施設等の管理状況について。施設の管理は警備会社に委託、基本的には、西川・弓削の水源地は残したい。

主な意見。現施設、休止の水源地も含めて、管理を徹底すること。

次に、3月20日午前9時より、第1委員会室において委員全員出席、三崎主監・三井課長の出席を求め調査を行いました。調査の内容は次のとおりです。

平成19年度からの農業政策について。今日までの転作政策については、麦・大豆の価格補償では平成15年度までと同様、平成18年度までは生産者すべてに、麦・大豆の価格補償(麦作経営安定資金・大豆交付金)の制度は同じですが、転作の補助金については、平成16年度から生産調整(転作)の交付金(補助金)は、国のガイドラインに基づき、竜王町地域水田農業推進協議会で交付金額を決めています。これが産地づくり交付金です。

これには、基本助成・団地化・土地利用集積助成・高度利用加算等がありますが、一定の要件で生産調整をしても、担い手（特定農業団体等・認定農業者）には担い手加算もつくことになっています。

平成19年度産からは、麦・大豆の助成の体系はなくなり、担い手でない場合は販売収入のみしかなく、担い手の場合は麦・大豆を合算した販売収入に、過去の生産実績に基づく支払いと当該当年の生産量・品質に基づく支払いがプラスされる「品目横断的経営安定対策」と言い、農業者に直接支払いされることとなっています。

平成19年度からの生産調整の交付金は、平成16年度と体系はほぼ同じ産地づくり交付金ですが、交付金の額は決まっています。ただし、「権原を有する」経営面積の農地のみが交付金の交付対象となります。「権原を有する」とは、その土地に対する所有権や利用権が設定されていることです。なお、面積の算定には、平成18年度までは農業共済の面積ですが、平成19年度より農家台帳の面積となります。

生産調整の配分の考え方については、平成16年度までは各集落均等の配分でしたが、平成17年度から要素配分（売れる米づくり）として、5%を環境こだわり米栽培面積を考慮し、残り95%を基礎配分となっています。

なお、竜王町地域水田農業推進協議会は町が事務局をしていますが、平成18年度を準備期間として、平成19年度からは農業者・農業者団体が主体的に取り組んでいただくため、JA竜王支店に引き継がれます。

国の農政が大きく変わる中、国・県は担い手に集中的・重点的に支援策を実施することから、この半年で積極的に集落にて、担い手育成のため話し合っ取り組みをしていただくよう、進めているとのことです。

以上、所管事務調査報告といたします。なお、本委員会は、引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員が決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（中島正己） ただいま各常任委員会委員長より、それぞれ報告がございました。この際、一括して委員長報告に対しての質問がございましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、お諮りいたします。

各委員長より申し出のとおり、所管事務調査等を閉会中も継続して行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって各委員会とも、閉会中も所管事務調査等の活動を行うことに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 3 3 議員派遣について

○議長（中島正己） 日程第 3 3 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 1 1 9 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 本定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る 6 日から本日 2 4 日まで 1 9 日間にわたり、議員各位には大変公務ご多用の中、連日ご出席をいただきまして、慎重なご審査をいただきましたことを、まますもって心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、平成 1 8 年度の行政執行方針を申し上げまして、続きまして平成 1 8 年度一般会計・特別会計予算、さらに条例・規約改正、加えまして平成 1 7 年度一般会計・特別会計補正予算ならびに本日、人事案件を 3 議案提案させていただきまして、総計 4 8 議案をご審査いただいたところでございます。いずれにいたしましても非常に重要な案件の中で、議員皆さん方には連日、この議案に対しまして慎重にご審査いただきまして、本日ここに全議案を可決、ご決定いただきましたことに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

さて、会期中に各委員会で寄せられました貴重なご意見、またご提言を真摯に受け止め、町政執行に反映をしてみたいと思っております。中でも、一般質問の中では合併に対する問題をいただきました。この合併の問題につきましては、

平成22年3月31日を期限として新法が発令されておりますが、この中で我々といたしましても世紀の問題であります。この問題はしっかりと受け止め、皆さんとともに、住民・議会・行政が一体となった中で、慎重に研鑽を深めていかなければならないと思っておるところでございます。この問題も日増しに進んでこようかと思えます。こういった中で、議会の皆さん方と共に勉強しながら、竜王町の新しい時代に向かって矛先を進めてまいりたいと思っております。

また、加えまして財政改革・行政改革・意識改革、こういった中で自律推進計画も取り組んでまいっていかなければなりません。また、これからのまちづくりの根幹といたしましては、住民皆さん方から大きく声を寄せていただいております町の中核づくり、これもしっかりと皆さん方とご相談を申し上げ、取り組んでまいりたいと思えます。

また、インター周辺の整備の問題、また、若者が定住していただくためには住宅地の確保の問題、非常に課題が山積しております。こういった中で議会の皆さん方のさらなる英知をお借りしながら、我々も一体となって、また職員も役職一体となった中で推進をしてまいりたいと思っておりますので、格段のご指導とご鞭撻を賜りたいと思えます。

最後になりましたが、日一日と春めいてまいりました。また、新年度になりますと総会、また会議等が山積する中で、議会の皆さん方も大変ご多忙と思えますが、どうぞご健康にはご留意いただきまして、さらなる議会活動にご専念いただきますことを心からお祈りいたしまして、閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（中島正己）** 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月6日に招集され、本日までの19日間にわたり開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末ご多用の中、連日にわたりましてご出席を賜り、その間、平成18年度一般会計・特別会計予算、国民保護協議会条例など数多くの重要な案件について慎重にご審議をいただき、大変ご苦労さまでした。また、執行部におかれましては、適切な対応をいただき、議事運営にご協力を賜り、ありがとうございました。議員各位ならびに執行部各位のご協力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本会議・委員会において各議員が述べられました意見や要望を十分尊重され、平成18年度の町政執行に反映されますよう、特にお願いを申し上げます。

さて、国においては、地方分権改革が一層進められ、県内においては旧合併特例法に基づく、いわゆる「平成の大合併」の最後として、去る3月20日の大津市・志賀町の合併を経て、13市13町と、一昨年のこの時期50市町村から半減してまいりました。引き続き、国では昨年5月に合併新法を定め、市町村合併の推進を図ろうとしており、県におきましても、国の法律に基づき9月県議会で、「滋賀県市町合併推進審議会条例」が制定され、県が自主的な市町の合併の推進に関する構想を策定し、合併構想対象市町の組み合わせを行うこととしており、今後ますます合併に向けた指導などが強化される状況が伺われます。

国と地方の税財政を見直す三位一体改革については、補助金や地方交付税の削減のみが突出し、地方への税源移譲は満足のものではなく、地方自治体を取り巻く状況は、一段と厳しさを増しております。

本町においても厳しい財政運営を余儀なくされているところであり、平成18年度予算におきましては、国庫補助金の減少、昨年度に引き続き地方交付税の不交付が見込まれるなど、厳しい状況下での予算編成となり、大変苦慮されたと存じ上げているところであります。

このような中で、「合併する、しない」という枠にとらわれることなく、現在のまちの特性を最大限に生かした「自律できるまちづくり」を進めるため、昨年末から開催されました地域懇談会で出されました住民の意見を踏まえ、地域再生、行財政改革、意識改革からなる地域再生のまちづくりに向けた取り組みをしっかりと進めていかなければなりません。

また、このためには、財源の確保とともに個性溢れるたくましいまち、すなわち若者が住みたくなるまちづくりのためにも、都市核（生活拠点）づくり、少子化対策、インターチェンジ活用による産業振興対策、住宅対策等々が喫緊の重要課題であり、これらの推進のために行財政改革はもとより、さらなる予算の効率的な執行がますます重要になってまいります。

また、その一方では、めまぐるしく動く地方分権改革社会の情勢を的確にとらえ、住民への正確な情報共有と併せて、客観的な根拠に基づく判断が問われ、今後の県内近隣市町の合併状況も見据えながら、沈着冷静な対応が求められておりますので、絶えず情報収集に努めていただきますようお願い申し上げます。

平成18年度が真に地域再生のまちづくり元年のスタートとして、山口町長を先頭に全職員が丸となって、住民負託に応えられるよう、なお一層のご努力を念願するものでございます。

いよいよ平成17年度も余すところ数日となってまいりました。今年も間もなくサクラの開花の便りが届く季節を迎えます。議員各位ならびに執行部各位におかれましては、新しい年度に向けくれぐれもお身体にはご自愛いただき、町政の振興・発展のために一層のご尽力をいただきますようお願い申し上げ、閉会にあたってのごあいさつといたします。

以上をもちまして、平成18年第1回竜王町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長 中 島 正 己

議会議員 近 藤 重 男

議会議員 圖 司 重 夫